

自転車安全利用促進特別委員会記録

1 日 時 令和2年7月31日（金曜日）

開 会 午前 9時28分

閉 会 午前10時36分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 11人

委員長 鋪 田 博 紀

副委員長 松 井 桂 将

委 員 松 井 邦 人

// 金 谷 幸 則

// 高 田 真 里

// 東 篤

// 小 西 直 樹

// 橋 本 雅 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 上 和 久

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【教育委員会事務局】

事務局長	牧田 栄一
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
学校教育課長	國香 真紀子
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史
学校教育課専門指導主事	豊岡 崇志

【こども家庭部】

部長	田中 伸浩
部次長	舟崎 文彦
参事（こども保育課長）	竹井 博文
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井 信之
こども保育課指導育成係長	杉原 佳子

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長

それでは、時間前ですが皆さんおそろいですので、ただいまから自転車安全利用促進特別委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員に、東委員、小西委員を指名いたします。

本日の協議事項は、公立保育所及び小・中学校等での交通安全教育についてであります。

本委員会として条例の策定について検討するに当たり、現在どのような交通安全教育が行われているのか、まずは知っておく必要があると考えています。

現在の条例案においては、交通安全教育等については、第9条において保護者及び学校の長の教育・指導、第12条第5項において市の情報提供等をそれぞれ規定しています。

そこで今回は、正副委員長の判断により、公立保育所及び小・中学校等での交通安全教育等について、所管部局との意見交換を行い、現在の状況の確認と課題の整理を行いたいと考えています。

それでは、まず教育委員会事務局を入室させます。

〔教育委員会事務局入室〕

委員長

それでは、この後、委員より小・中学校での交通安全教育について、また自転車安全・安心利用促進条例案における関連事項について質問し、当局より答弁を行うという形式となりますのでよろしくお願いいたします。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質問・答弁などについては、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。それでは、まず小・中学校における交通安全教育の現在の取組状況についてお聞かせください。

学校教育課長

本市の小・中学校の交通安全教育の取組状況につきましては、全ての小・中学校において、学校安全計画で、年間に指導する事項に、交通安全に関する内容を位置づけております。また、交通安全指導計画を作成し、具体的な指導内容や方法を定めております。

例えば、小学校においては、警察や交通安全協会等の協力を得ながら交通安全教室を実施し、適切な歩道の歩き方や道路横断の仕方などの実践的な教育を行っているほか、全国交通安全週間に合わせた登下校指導、小学校3・4年生を対象とした自転車交通安全教室の開催等、学年に応じた様々な取組を行っております。

次に、中学校においては、例えば毎年4月に自転車通学生を対象とした交通安全教室を開き、自転車の安全点検や飛び出し事故のシーンの再現などをはじめ、一部の学校においてはスタントマンを活用し、飛び出し事故やイヤホンを着用しながらの運転による事故のシーンを実際に見せるなど、事故の恐ろしさをより意識する指導を取り入れております。

なお、今年度の交通安全教室に係る取組については、各学校の実情に応じて進めているところではありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業等の影響もあり、さきに挙げました取組については延期や縮小、場合によっては中止しているところもあります。

以上です。

委員長 それでは、委員の皆様から質問をお願いしたいと思います。

村上委員 御苦労さまでございます。

小学生、中学生、あるいは幼児に限ったことではないのですが、道路交通法では手合図が一手信号と普通は言っておりますけれども一義務になっておりますけれども、実際に警察官がやっているところを見たことはあまりないです。

安全運転の教室では当然そういうことを指導していると思うのですが、実際にこれをやりなさいというふうに指導しているのか、あるいは、片手運転になりますから、危ないと思ったらそれはしなくていいということも法律で書いてありますので、そのようにしているのか、実際の指導についてはどういうふうになっていますか。

学校教育課長 実際、小学校では、警察官の方などにお越しいただいて指導を受けています。そのときに御指導いただいている場合はやっているという状況で、もし警察官の方々がそこを取り立てておっしゃられない場合は、乗り方として一旦停止とか、信号を見て、右・左・右を見るとか、そういった程度にとどまっているという現状があります。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) 中学校の例ですけれども、昔の自転車は荷物を縛ったりする荷台が後ろにあったのですけれども、今、中学生が使っている自転車は2人乗り禁止ということで、後ろは一切使えない形になっております。
中学校は部活動がありますので、勉強道具をリュックに入れて背負う、籠には部活動の道具、5キログラムぐらいのものを載せるとい

うことで大変不安定になります。

毎年4月の交通安全教室では、手信号をルールとしては学ぶのですけれども、中学校の場合は安全を重視するということで、危険だったら止まる、このことを何よりも指導しています。

村上委員

もう1つ、自転車は原則車道走行ということはずっと変わらないわけですが、1970年代以来、昭和45年頃以来から、自転車は歩道を走りましょうというふうに誘導してきたわけですね。実際には、13歳以上であっても、あるいは70歳未満であっても走れる自転車歩行者道というものがこの辺りでは一般的になっております。

しかし、自転車は車道走行が原則ということが独り歩きして一車道を走りましょうというような誘導は間違いだと私は思っているのですが、小・中学校を含めて学校では、車道を走る、あるいは自転車歩行者道を走るとかということとは、どのように指導されていますか。

学校教育課長

小学校においては、車道を走るという指導は強くしておりません。できれば安全な道を通るようにつまり子どもたちはそれを歩道だと捉えていると思います。

なので、小学生の場合は、車道を走っているということはほとんどないかと認識しております。

村上委員

今、私が途中で言ったように、13歳未満の子どもは歩道を走っていいわけですよ。要は自転車歩行者道でなくても、70歳以上と13歳未満は自転車通行可と書いていないところでも走っていいはずですよ。

問題は13歳以上の方々に、原則車道走行だよということを強く言うのは、私はちょっといかなものかというふうに思っているのです。その辺りの指導はどうなっていますか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当)

そのようなことは教員自身も思っておりまして、安全であれば、できれば歩道を通らせた方がいいということで、警察官にも質問しております。ただ、その際には基本は車道走行だという回答が……。

市内のほとんどの小・中学校においては、通学路は重複しているところがほとんどかと思えます。同じ時間帯に通行しますが、歩道は小学生が歩いております。そこを中学生が自転車で通るわけにはいかないのです、中学校は基本、車道走行という指導をしております。

(「車道ですか」と発言する者あり)

教育委員会事務局次長 歩道ではなく、車道です。
(学校教育担当)

村上委員 自転車通行可のところというよりも……。

教育委員会事務局次長 自転車通行可のところはいいですが、歩道と
(学校教育担当) 車道—ほとんどの道は歩道と車道が別になって
ております。自転車は車道を通るということ
を原則として、中学生は通学しております。

村上委員 それは法令どおりです。法令どおりなのでよ
ろしいのですよ。
問題は、自転車通行可になっているところが
ありますね。そこは法令上13歳以上であっ
ても通っていいわけです。
ところが、自転車は車道が原則という言葉が
独り歩きしているので、車道を走らせるとい
うふうに誘導していませんかということを私
は聞いています。

教育委員会事務局次長 自転車が通行してもいいところは通らせてお
(学校教育担当) ります。それもルールどおりです。特例とい
うことでの指導はしておりません。

村上委員　　つまり、走っていいところは一無理に、原則
車道走行だということを強く言わないで、通
ってもいい自転車歩行者道、自転車通行可の
標識のあるところは、自転車歩行者道を通行
するよう指導しているということですか。

教育委員会事務局次長　　はい。
（学校教育担当）

高田 重信委員　　ちょっと観点を変えて質問します。
まず小学生の話で、小学校1年生から6年生
まで、個人で自転車を所有している者の数な
どは各学校で把握されておられますか。

学校教育課長　　今現在のところは把握しておりません。
ただ、交通安全教室のときに自分の自転車を
持ってくるという場合には、その時点で概ね
何人ぐらいが持っているのか、大体把握でき
ます。

高田 重信委員　　子どもたちが実際自転車を持っていて、小
学校には乗って来られないので、結局、学校
以外の時間、生活の場で乗っていると思いま
すが、そういったことの把握もしておられな
いのですか。アンケートとか、そういったデ
ータは持っておられますか。

学校教育課長 学校では、誰が自転車を持っているのかという調査は現状でほとんどしていません。

高田 重信委員 子どもたちが1日でどれくらいの時間自転車に乗っているのかといったデータもないですか。

学校教育課長 はい、ありません。

高田 重信委員 今と同じ質問で、中学校はどうでしょうか。

教育委員会事務局次長 小学校同様と考えられます。
(学校教育担当)

高田 重信委員 今、富山市でも自転車を有効活用しましょうと呼びかけています。小さいときから自転車に乗り、いろいろな経験をしていくことは大切だと思うので、まず自転車に乗っている子どもたちの実数として、何割の子どもたちが乗っていて、そうした子どもたちがどういう自転車の使い方をしているのかとか、そういったことがしっかり把握されていないと、自転車教育、安全教育をしましょうといったときに、具体的に子どもたちがどういう場面で自転車を使っているのか……。交通安全教室終了後に、免許証というか許可

証というものを出されているとも聞いています。それで、校下内でも自転車でいいよとか、いろいろな対応があると思うのですが、今はほぼ保護者に任せられているということによってよろしいですか。

学校教育課長 放課後の自転車の乗車については、小学校の場合は保護者にお任せしているという現状でございます。

高田 重信委員 中学校の場合はどうですか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) 長い人生において自転車を使います。毎年4月に行う交通安全教室は、自転車通学生だけを集めているわけでは決してなく、全体に対して交通安全の指導をいたします。ただ、自転車の台数を把握するといったことが学校教育で必要なのかどうか—もちろん、通学とか、それから部活動における練習試合とか、そのようなときに生徒が自転車を使うとなれば学校の責任だと考えておりますが、それ以外の休日であるとか塾へ通うときに自転車を使うとなると、そこまで学校が把握しなければならないのかということは、今後検討しなくてはいけないのではと考えております。

高田 重信委員 今、次長が言われたとおりだと思うのですね。やっぱり親に、ましてや乗る本人にも責任があります。だから、教育ということは必要なのだと思っておりますが、そののところがしっかりと先生方も把握されながら、全て学校の責任ではなくて、親にもきちっとした責任があるのだよということもしっかりと行っていくべきというか、ちょっとそこら辺があやふやな点があるのかなと危惧しています。どれくらいの子どもたちが自転車を使っているのかといったところは把握されておいてもいいのかなと思いますが、それはそれでまた検討してもらえればと思います。

横野委員 小・中学校での自転車に対する安全教育は、年間で結局何時間程度なのですか。指導するとすれば、年間、1日か2日程度の話ですか。

学校教育課長 年間指導計画には、確かにそんなに多くの時間を位置づけてあるわけではありません。ただ、交通安全ということに関しましては交通事故で命を失うというようなこと、あるいは大けがをするというような懸念がいつも、常に、毎日のようにつきまとっています。必ず車に気をつけて帰るようにとか、家に帰ってから、天気のいい日に自転車に乗るとき、

飛び出しをしないで必ず一旦停止しなさいとか、小学校の場合は毎日のように帰りの会などで指導しています。

また、長期休暇に入る前には節目節目で必ず全校集会を開いて一そのときにはほかのことも指導しますが一交通安全については必ずパワーポイント等を使って指導しています。

横野委員 中学校はどうか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) ある中学校での計画ですけれども、4月に交通安全教室、5月に春の交通安全運動週間、9月に秋の交通安全運動週間、それから12月に年末の交通安全運動週間、それから冬期間の登下校ということで5回計画しておりますが、この5回をやればいいというものでは全然なくて、学校教育課長が申し上げたように、日々行うことが大事です。

例えば、ある交通事故の記事が新聞に載ったとしたら、次の日の朝や帰り際に渡すとか、それから毎月1日、15日には、学校の近くであれば教員も交差点に立って子どもたちの様子を観察していますので、気づいたことを全ての教室で声かけすると。決められたことよりも不定期の指導が大事かなと思っています。

横野委員

私はPTAの会長、副会長、あるいは顧問を担当して、6年間、小学校のPTAの世話をしました。

小学校3・4年生は自転車教室に参加します。実際、地元へ帰ったら、小さい子どもが自転車に乗っているときに親と一緒に連れ立っている姿が昔はあったのですね。ところが、最近は、小学校3年生未満だろうが、どうも子ども同士でフリーに自転車に乗っている姿を見るので、車を止めて注意すると、その子どもが「何で俺が叱られないといけないのだ」というような態度に出てみたり、中学生が3列で走っていたので注意したら、反抗的にこっちをにらみつけられたりとか、そういう現象がやっぱりあります。私はPTAの世話をしているからと一応は言ったのだけれども、子どもにすればそれが気分がよくないのです。要するに先生ではないから。

だから、PTAとの連携みたいなことをやっていけば、ある程度は防げるのかなという気はするのです。例えば、PTAとの会合の場でもその辺りは十分注意していると思うのですが、どうですか。

学校教育課長

小学校の場合なのですけれども、今、横野委員がおっしゃったように、自転車に乗る範囲

については、好き勝手に乗っています。それによって、事故に遭う可能性も非常に高いということが懸念されます。

そういうときに、学校で自転車のルールをつくるかということ、さっき次長が申したように、自宅に帰った後、保護者の方と連携しないと一乗る範囲など、保護者の方も共通認識していただかないと、学校で言っても子どもたちは絶対に守らないであろうと。

そこで、PTAと連携して、乗る範囲をどうしていくのか一例えば、低学年であれば家の近くの空き地とか公園、中学年であれば自分の町内、高学年であれば校区内として、校区外には親御さんが同伴していないと乗ってはいけないといったように、一緒になって規則をつくっていくような過程があります。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当)

中学校ではPTAとの連携という部分は、ちょっと希薄かもしれません。

ただ、委員がおっしゃるように、2列、3列での縦列走行というのは中学生は非常に多いです。そういうものを見かけたときに、日本以外の国では警察とかに相談しますが、富山市においては基本、学校に電話がかかってきます。何時頃とか、服装を見て、野球部やサッカー部と、名指しでそういう連絡を入れて

いただいております。

これは、PTAというよりも、地域が学校に発信しやすい雰囲気の日頃からつくっていることで、そういうことを発信してくれます。特徴も教えてくれるので、次の日、すぐタイムリーに指導できるというところがありますので、PTAよりも地域との連携という形で進めております。

村上委員 自転車に乗る範囲について、今聞いていてどきっとしたのですが、サイクリング協会では、児童・生徒の場合は保護者同伴でお願いしています。その場合、同伴していれば校区外どころか富山市以外まで行ってしまいうわけです。サイクリング協会では、保護者同伴ならいいですよということをイベント等の募集要項にも書いて、実際運用しているのですが、それは駄目なのですか。

学校教育課長 保護者同伴での校区外ですよ。それは全然オーケーです。もちろん大丈夫でございます。

村上委員 先ほどの話だけ聞くと、保護者同伴でも低学年や中学年は駄目というような話だったので、それはいいということですね。

学校教育課長 1人とか友達同士で乗る場合であって、親御さんと一緒の場合は、当然低学年であろうと、保護者の監督の下であれば大丈夫でございます。

高田 重信委員 私たちとすれば条例をつくりたいという思いがあって、皆さんも多分条例案を読んでいただいたものだと思っております。読んでいただいて、あるいは今までの議論を通じて、アドバイスなり感想等を聞かせてもらえればと思います。

教育委員会事務局長 今まで御質問いただいたことについて、まず1つは、現状、学校の教育上必要ということで、交通安全教室等を開きながら、交通安全の意識啓発などを行っております。それからもう1つは、今日あまり話題には出ませんでしたけれども、保険の関係につきましても、一応年度当初に案内パンフレット等を配布して、加入の促進についてはお知らせ一要するに情報提供です。保護者に加入を求めるものですから、情報提供をしております。そういった中で、こういった条例ができれば、その後押しといたしますか、きっかけ、1つの裏づけというものになっていくだろうとは思っております。

村上委員 今、条例の話があったので条例案を見ると、学校の定義で幼稚園を除くとなっています。幼稚園はこども家庭部になるのですか、それともこちらの所管でいいのですか。

教育委員会事務局長 所管の振り分けをあまりしたくないのですけれども、いわゆる市立の幼稚園—今残っているのは市立の幼稚園だけで、あとはほとんどが認定こども園になっております。大ざっぱに言うと、市立の幼稚園だと教育委員会が所管部局になってきまして、あとはこども家庭部というふうに考えていただければいいかと思います。

村上委員 ということは、こちらにも関係があるということですね。

教育委員会事務局長 そうです。

村上委員 それで、申し訳ないのですが、この案では、学校の定義で幼稚園を除くとなっているのですね。これは先ほど言った根拠を示す上で、除かれると面白くないのではないかなと思うのですけれども、どうですか。

教育委員会事務局長 除かれたからといって、今までやってきてい

たものをやめるとか、そういう話ではなくて、基本的には今まで必要だったものは、それは継続してやっていくということです。ただ、さらなる根拠づけというか、そういうものが小学校、中学校については明確になってくるというふうに理解します。

村上委員　つまり、先ほどから、根拠として条例が必要だというわけで、今までやってきたところをやるのであれば条例は別に要らないわけですよね。

これは当局に言うべき話ではないのですが、除かれる理由はないなというふうに私は思っておりますので、そこのところをちょっと確認したかったわけであります。

学校教育課長　幼稚園は、法律上は小・中学校と同じ位置づけなので、もしかしたら除かれるのは一おっしゃるとおり、おかしいことになるとは思っております。

松井 桂将委員　保険の加入について、小学校と中学校、それぞれで加入状況などは掌握しておられますか。

学校教育課長　小学校に関しても、先ほど申したとおり、入学時や学年の最初に、自転車保険等の加入の

パンフレットを配布するということはあるのですけれども、そこから保護者さんが御自分で申込みをされるので、その後どれだけ加入されたのかということは、学校では把握しておりません。

教育委員会事務局次長 全ての学校が把握しているということはないです。一部の学校では把握しておりますが、ほとんどの学校は把握していません。

松井 桂将委員 保険の加入義務化は、条例の中では大きなウエートを占めるものであるというふうに考えております。加入啓発とか加入促進について、条例が制定されれば進めやすいというふうに考えているのですけれども、その仕組みについて、それぞれあまり理解が進んでいないのではないかなという認識があります。その辺はどうなのでしょう。

学校教育課長 仕組みというと……。ちょっと理解し切れていなくて、申し訳ありません。

松井 桂将委員 保険加入について、要はどこまでが対象なのかとか、事故が実際に起きたときに使えるような保険に加入していかなければいけないということが、現場ではそこまで理解されてい

ないなと思うのです。

だから、その辺は、今お話をお聞きしたところ、まだほとんどされてないなというふうに感じるのですけれども、どうでしょうか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当)

自転車に対する保険があるということは、もちろん学校現場も分かっておりますし、保護者にもずっと周知はしております。それから、加入してほしいということは学校からも言っております。

ただ、保険の種類は幾つもありまして、1つの学校単位で1つの保険を推奨するわけにもいかず、保護者に全部のものを配るわけにもいかないので、できることは、ここに置いてあるので取って行ってください、申込みは各家庭でやってくださいという程度のことまでしかできておりません。

横野委員

保険に関してもう1つ伺います。

ざくばらんに言うと、昨日、歩いている小学生が自転車にはねられた事故がありました。そのような状態となったときに、通学途中のけがについては、被害者の子どもは学校の保険が適用されますよね。逆に今度、加害者側の自転車については、通学途中の保険は適用されるのですか。

要するに、自転車保険というものを厳密に考えると、自転車に保険を掛けて加害責任をその保険で賄うというものがあります。通学途中の場合の事故について、例えば学校としての大きい単位の保険の中にそういった手当てがあるのかないのか、その辺はどうですか。

学校教育課長 加害者となった場合に適用されるものは、学校の保険にはありません。被害者の場合もですか。

横野委員 被害者の場合はありますよね。

学校教育課長 加害者となった場合のことをお尋ねですか。

横野委員 はい、加害者の場合です。

学校教育課長 加害者の場合は、ないというのが現状です。

横野委員 中学生の場合はどうですか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当) 日本スポーツ振興センターの保険を適用しているのですけれども、被害者となった場合は10年間は出ます。自転車に乗っていようと歩いていようと、適用されるものです。ただ、ケースによりますが、自転車が加害者

になった場合に、その被害者に対しての補償というものはないです。

横野委員

結果的に何を言いたいのかというと、松井桂将委員がおっしゃったように、結局保険の中身をどの程度理解しておられるのかということと、だから自転車保険に入ってほしいのだという学校の思い、その辺りをしっかりとしていかないといけないなど。

今回、事故が起きたことについて、学校の対応だとか、あるいは逆に、加害者の中学生のケアも含めて、それぞれどういう対応をしていくのかということとは当然出てくるべき問題だと思っています。

条例をつくるとなると、そういったことへのカバーが必要なのかどうか一要するに、そういった保険に強制加入させるかさせないかということも……。

そうしないと、後から保険がなかったということになります。通学途中の保険だけ該当になって、それで全てオーケーなのかどうかという、その辺りはちょっと見えないところがあるのです。逆に言うと、親同士の話が出てきて裁判になるかもしれないです。

その辺りは全然分かりませんが、そういったことを考えると、保険の役割は非常に

重要だという気がするので、その辺りのことについてはどのような考えですか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当)

全く同感で、学校現場としては保険に加入してもらいたいと思っています。PTA総会であるとか、いろいろと集まる場で、事例を出して、自転車は守られているばかりではないのだと、加害者にもなるのだと伝えていきます。例えば、9,500万円の賠償責任が生じたケースもありますし、実際、私が担任していた子どもは、一旦停止を無視して自転車で突っ込んでいきました。そうしましたら、車と接触はしていませんが、車は自転車をよけて横転しました。過失割合が10対ゼロではなかったのですけれども、自転車に過失ありということで、横転した車の修理費の多くを、自転車に乗っていた子どもの保護者が払ったと。

このような例を出すことで、私たちからすれば何とか皆さんに保険に加入していただきたいのですが、やっぱりお金が生じるということがあって、加入率が50%であるとか60%でとどまっているのが現状です。

委員長

小西委員、先ほど挙手されていましたが。

小西委員 同じ一保険の関係のことですから、いいです。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

教育委員会事務局の皆さんは退室願います。
次に、公立保育所等での交通安全教育について意見交換を行うため、こども家庭部を入室させます。

〔教育委員会事務局退室／こども家庭部入室〕

委員長 この後、委員より、公立保育所等での交通安全教育について、また自転車安全・安心利用促進条例案における関連事項について質問し、当局より答弁を行うという形式となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず公立保育所における交通安全教育の現在の取組状況についてお聞かせください。

こども保育課長 それでは、市内に39か所ございます公立保育所における交通安全教育の現在の取組状況

について説明いたします。

公立保育所は、厚生労働省が定めます保育所保育指針というものに基づきまして保育を行っており、交通安全に関しましては、その指針の中では安全に関する指導ということで、安全という大きなくりの中で示されております。

具体的には、子どもはまだ幼いので、危険な場所とか危険なもの、危険なこと、そういったようなものが分かること、安全について理解を深めること、そして交通安全につきましては、交通安全の習慣を身につけるとともに、災害のこともセットになっておりまして、災害時などに適切な行動が取れるようにすることとされております。

この指針を受けまして、本市の公立保育所では、交通安全指導年間計画というものを作成しまして指導に取り組んでおります。

指導内容、方法といたしましては、繰り返しになりますが、保育所に通う児童は幼いので発達段階に応じてということになります。

幾つかの具体例を挙げますと、例えば道路は1人で歩かないとか、保護者と手をつなぐ、飛び出しはしない、右側通行をする、歩道通行の大切さなど、本当の基本について、紙芝居などを使い、分かりやすい簡単な言葉で繰

り返し教えるとともに、保育士と一緒に道を歩くなど実地指導なども行っております。

また、季節ごとの対策といたしまして、例えば梅雨の時期は雨具を着ますが、雨具を着ると安全確認が大変しにくいことだとか、冬になりますと防寒具を着ますので、大変動きにくくなるといったようなことなど、実際に服を着て体験し、理解できるようにするような取組も行っております。

このように、自転車に焦点を当てた交通安全は行っておりませんが、保育所のほうでは幼い子どもが理解できるよう、交通の基本ルール、そういったものを繰り返し教えることによりまして、交通安全の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

委員長 それでは、委員の皆様から質問をお願いいたします。

高田 重信委員 小さいお子さんが自転車に乗っているときの話はちょっと置いておいて、保護者の方々が送迎のときに自転車に乗ってこられるということが多々あるのかなと思っています。そういった実態がどうなっているということなどは、特に把握はされていないのですか。

こども保育課長 毎年、保育所の保育要覧というものを出しているのですが、それを出す際に、各保育所にアンケートと申しますか、実態調査というものを行っております。

令和2年度、今年の春の集計によりますと、通所方法として一雨の日とか雪の日は無理ですので、晴れた日に限ってということになると思いますが一保護者の自転車利用率が約1.5%です。この数値をマックスと考えて、1.5%の方が自転車を利用されることもあるというふうに答えが出ております。こういった形の自転車なのかということまではつかんではいないところです。

高田 重信委員 1.5%というのは、一部の保育所だけではなくて、富山市全部の保育所の保護者に対する数値ですか。

こども保育課長 公立保育所39か所で、アンケート総数は約2,700です。抽出して調査を実施しているということになります。

高田 重信委員 自転車に乗って来られる方々に対して、子どもの乗せ方など一この条例案では、子どもにできればヘルメットをかぶらせてほしいなということが1つ目標にあるのですが、そうい

ったことで具体的な注意というようなことはしておられますか。

こども保育課長 保護者様宛ての交通安全対策といたしましては、自転車に特化した形では行っておりません。

ただ、保護者会での連絡事項として、駐車場の出入りに気をつけてくださいとか、車であっても自転車でもそうだと思うのですが、乗り降りには十分注意してください、手をつないで登園して、保育所の敷地でしっかり子どもを預かるので、敷地まではしっかりと事故のないように来てくださいというようなお願いはしております。

あと、玄関で子どもを受け渡す際に、手をつないでいなければそういうことをお願いしたり、あとは交通安全教室を実施しております、このようなチラシを玄関に貼って、子どもの事故防止に努めていますということをお伝えすることによって、保護者の方も、子どものいろいろな機会を感じていただき、自転車対応につきましても興味を持っていただける、注意していただけるのではないかというふうに考えております。

高田 重信委員 保護者の方への対応は分かりました。

今度は、小さい子どもでも、ペダルがなくてもこげる自転車とか、運動神経が発達している子は、二、三歳でも小さい自転車に乗っていますよね。子どもたちがそうした自転車に乗るということについて、保護者に対して何か指導とか注意事項を伝えるというようなことはしていますか。

こども保育課
指導育成係長

保育所では、年長ぐらいになると、自転車に乗れるようになったという話を子どものほうから聞くことがあります。その際には子どもに、「自分だけでは乗らないのだよ」とか「保護者がいるときに一緒に乗るのだよ」といった個別的な指導を行います。保護者の方に直接そのような話をすることはあまりありません。

ただ、お子さんがこういう話をしておられました、乗れるようになったのですねという会話の中で、また気をつけてくださいねというお話をすることはあります。

高田 重信委員

1つ要望とすれば、さっき教育委員会事務局にも言いましたが、その話のときに、リーフレット、安全な乗り方というようなものを渡されてもいいのかなという気はします。またそこを考えていただければと思います。

松井 桂将委員 教育委員会事務局にも聞きましたが、保険の加入について、加入状況などはどのような状況ですか。分からないですか。

こども保育課長 そういったことは、今のところ掌握しておりません。

松井 桂将委員 今、高田 重信委員が言われたように、年長というか5歳—うちの孫も5歳でもう自転車に乗っていました。今から考えると、ただ与えただけのようなところもありました。親の目の届く範囲で乗ってはいるのですけれども、実際、小学校の低学年と同じぐらいの体力があって、そういう中で交通ルールを守るとか、そういったことも当然周知した上での使用になると思うのです。年長あたりになってくると、しっかりその辺も親が責任を持って取り組まなければならないのではないかなというふうに思います。

こども家庭部長 今、副委員長が言われたとおりだと思っておりまして、5歳ぐらいであれば、自転車に乗るようなお子さんがぽつぽつ出てくるのかなと思います。小学生になると全員が乗っているという状況にはなるかもしれませんが、まだそういう状況にはないと思います。

先ほどこども保育課長も言いましたように、定期的に交通安全の教室といいますか、普通の交通安全についての指導などは子どもに対して行っているのですけれども、今おっしゃったとおり、子どもに「もう自転車に乗れる子はいるかな？」などというふうに確認をしながら、乗る場合はこうだよというところも、ちょっとプラスしながらといいますか、そういったことも一全ての子どもが乗れるわけではないですけれども、そういった機会もだんだん必要になってくるのかなと。

あと、言われるとおり、本当に一番大事なものは親御さんだと思っております。まだ善悪の区別がつかないような小さい子に言っても、どこまでそれが浸透するかということはあると思うのですね。ですから、やっぱり親御さんが常日頃から、まだ保育所に行っている小さな子どもを1人で外に出さないだとか、委員が言われたように、万が一のために保険というものがあるから、そういったものにちゃんと加入するということも考えてくださいよとか一本当は保護者を交えた交通教室というようなことができればいいのですけれども、保護者の皆さんは働いておられるものですから、保育所では一堂に会するという事はなかなか難しいです。

ただ、学習発表会であれば、ほとんどの親御さんが来られるので、パンフレットなどがあれば、そういった機会にお配りするというのも1つの方法かなというふうには思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

こども家庭部の皆さんは退室願います。ありがとうございました。

〔こども家庭部退室〕

委員長 今ほど、教育委員会事務局及びこども家庭部とそれぞれ意見交換を行い、公立保育所及び小・中学校等における自転車利用を取り巻く現状について、また条例の波及効果等、あるいは課題について確認することができたかと思えます。

それらを踏まえ、委員の皆さんから自由に御意見をお聞かせいただきたいと思います。

高田 重信委員 先ほど村上委員から指摘があった幼稚園については、検討すべきことだと思っています。あと、自転車に乗っている人数等について、現場の方、教育委員会で把握してほしいなという気持ちはあります。

村上委員 自転車に特化したものではなくて、交通安全という全体の中の1つとして教育しているとのことでありましたが、交通安全教育指針には幼児に対する交通安全の教育ということがしっかりと書いてあります。保育所、認定こども園等が担うべきことと、あるいは社会全体で担う部分、また、市が担う部分など、いろいろあると思いますので、その辺りを整理しながら、どのような条例にすればいいのかということを考えていくべきだと思っています。

横野委員 保険への対応方法一要するに、例えば事故が起きたときの保険として加入してもらうときに、最低限度どこまで補償するものに入らなければならないのかという最低基準みたいなものを何か一強制すべきでなかろうかという気がするのです。例えば、安全に対する保険の話であれば、年間の保険料が500円とか、いろいろなもの

があるのだろうけれども、保険の種類によっては一最低限度の補償内容の保険を掛ける義務を課すべきでないかという気がします。

ただ、今回の事故のように、どういう後遺症が残って、保険でどこまで面倒を見るのかという話になっていくと、結局最後は本人よりも親御さんの問題になっていきますよね。中学生が事故を起こしたときの問題だとか、あるいは自転車に乗っている人が事故を起こしたときの対応とすれば、保険内容については、ある程度の最低ラインを条例で厳密に示すべきではないかと。

ただ、生活能力とか支払い能力があるのかないのかとか一支払う能力がないのに自転車に乗るなどとは言えないですし、つらいところですからけれども、その辺りのことがどうも1つ気になるところではあるのです。

今回こういった事故が実際に起きたことから、やっぱり条例の中でそういったことを検討すべきでないかなという気はします。

村上委員

保険については、交通事故の賠償責任に特化したものと、生活全てについてカバーするものもあって、交通事故のものにだけ入りなさいというのもの、理にかなっているのかどうなのかという気がします。生活全体における賠

償保険もありますよというのと、交通事故に関するものだけ入りなさいというときの違いを明確にしておかないと、何でそこだけなのかという疑問が生じるかと思えます。

実際、学校生活において賠償責任が生じることがあります。ガラスを割って、向こう側に先生の車が止まっていて、それを全塗装するのに20万円とか40万円かかったという場合もありまして、これは生活損害賠償に加入していれば払われる、あるいは担保される場合がありますので、交通事故だけと我々が定めるとするのは、いかがなものなのかなという意見もあってしかるべきというふうに思っています。

そうなりますと、こういう保険がありますよということをお紹介している現状をさらに進めていくというのも1つの方法かなと。なぜ交通事故の賠償だけなのかと言われたときにどう答えるのかということも準備しておく必要があるというふうに思えます。

委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

今ほど、条文で定義している範囲の中で幼稚

園のことが出てきました。これは修正すべき課題として取り上げていきたいなというふうに思います。

あと、認定こども園等々についてですけれども、片方では同じ年齢の子どもたちでも幼稚園という部分がある一方、保育所の部分に関しては第12条等で市の責務としていますので、その辺もまた整理が必要になってくるのかなと思います。

また、保険の種類については、厚生委員会で以前、日本損害保険協会から一度参考人として来ていただいておりますけれども、改めて我々自身も、保険の種類等についてももう少し細かく調査しておく必要があるのかなと思いますので、いずれかの機会で参考人として委員会にお呼びできればいいのかなというふうには思っています。

村上委員

御提案ですが、今日、特に私がお聞きしたのは、条例にもうたわれていたかと思いますが、自転車は原則車道だと、それは間違いないのですね。しかしながら、車道を走ることを推進していいのかどうかというのは別の話です。先ほどの説明にもあったように、自転車通行可となっているところは、13歳以上であっても自転車通行可の歩道を走りなさいと、こ

ういう指導は正しいというふうに私は思っています。

自転車は車道を走りましょうということが独り歩きしないように、委員の皆さんはぜひ1回、車道を走ってみてください。原則車道を走るということはどういうことなのか。どこからどこまででもいいから、御自身で自転車に乗ってみてください。いかに危険か、いかにドライバーの方が自転車を邪魔者扱いしているかということ、どこを走ればいいのかということを一乗っていただければ、この条例をつくるに際して気をつけるところがあると感じると思います。ヘルメットが必要だということも分かるかというふうに思いますので、ぜひお勧めをいたします。

委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめたいと思います。

今回お話を伺いましたのは、市立の施設の教育やその指導内容が中心となっておりました。つきましては、私立の施設についてもお話を伺う必要があると考えております。

今回、質問の中には特に出ませんでしたが、6歳未満の子どもに関しては、もともと道路交通法でもヘルメットの着用という部分がありますけれども、そういったことについては教育されているという形跡も、周知されているという形跡も伺えませんでした。私立についてはどういうふうになっているのかということも含めてお伺いできればなと思います。つきましては、私立の施設について、また交通安全指導等、全般の事項について、次回の委員会で参考人招致を行い、詳しいお話を伺いたいと考えており、事務局には事前調整を行わせております。

そこで、次回の本委員会を8月7日（金曜日）午後1時10分から開催し、交通安全教育等について意見を聴くため、富山市認定こども園協議会及び富山交通安全協会を参考人として出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、今ほど申し上げたとおり、次回の委員会では、富山市認定こども園協議会及び富山交通安全協会を参考人として招致することを決定いたします。

なお、この後、委員会条例第68条の規定により、私から議長に参考人出席要求書を提出し、議長から参考人に出席要請書を送付していただくこととなりますので御承知おき願います。

ここで、今ほど決定しました2団体を参考人として招致した後に、以降、参考人として意見を伺いたい団体等がございましたらお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、どなたからでも発言をお願いしたいと思います。

高田 重信委員 できれば、自転車販売を主な業務にしておられる方々の団体というのか……。あとは、この条例の本当に要である、県警察本部かなと。

委員長 今ほどの高田 重信委員からの意見で、自転車の小売の団体ということだと、富山県自転車軽自動車商業協同組合が該当するのではないかと思われまますので、そちらのほうに要請をかけていきたいと思えます。
それと、富山県警察本部というお話でしたか。

高田 重信委員 来てもらえるのかどうなのか、ちょっと難しいかもしれません。

委員長 それでは、富山県警察本部のほうにお声かけ

してみましよう。

村上委員 警察を呼ぶのはいいのですが、どういうことを聞きたいのかということのを先にまとめて一市民生活部の次長は警察から来ておられるでしょう。そこに聞くというのもいいかなというふうに思います。

横野委員 交通安全について、今、自転車のことに特化した素案をつくっていますよね。

委員長 自転車利用環境整備計画のことですか。

横野委員 その整備計画について、担当部局を呼んで説明を聞きながら、例えばこの条例との整合性を確認すべきでないかという気がするのです。自転車の計画を立てている所管部局と意見交換もなしに進むというのはちょっと気になるところなので、具体的に計画案の中身と内容のチェックをしながら、こちらでも、だからこれが必要だ、だからこうしなければならぬという方向へ持っていかないと。その辺りはどうですか。

今までやってこられた委員会の中で、それは終わっている話なら別にそのことを言うつもりはないのですけれども、そういったことに

ついて、例えば今どう考えているかということ
とです。

委員長

自転車利用環境整備計画の進捗状況に合わせて
ていこうということについては、昨年度の厚
生委員会でもお話が出ておりました。

実は担当部局にその辺について確認したとこ
ろ、現段階ではまだホームページでお示しし
ていること以外について、委員会で説明でき
るものはないというお話もあったので、検討
の進捗状況に合わせて、こちらの特別委員会
にはお呼びしたいなというふうには考えてお
ります。

また、保険の加入状況等々のアンケートは行
われておりますので、その結果報告はできる
のかなと思います。ただ、所管の常任委員会
との関係がございますので、所管の常任委員
長、あるいは議長も含めて協議させていただ
いて、その辺を含めてこの特別委員会で報告
できる段階になれば説明を求めたいと思っ
ています。

横野委員

結局、報道関係にぽんと出てしまうと、出
てしまった段階で、私たちが把握できていない
分野が結構あるのです。確かに、委員会の所
管ということも分からなくもないのだけれど

も、常任委員会が先なのかこの特別委員会が先なのかというのは、優先程度は別にして、両方ともに対等に話ができるような、そういった状況はつくれないのでしょうか。

委員長 それを含めて調整をさせていただきます。

村上委員 今、横野委員がおっしゃることは大変大事なことで、自転車利用環境整備計画の新しいものが今年度中にできるわけですね。今、我々が議論している条例制定と並行していて、つまり条例がなくてもこれはできるわけです。つまり、市がこの整備計画をつくろうとしていて、今おっしゃったように、今後、新しい整備計画をつくるに当たって、それを実現するためにこの条例で規定していただいたほうがありがたいというものがあれば、条例をどうしてもつukらないといけません。いや、なくてもこの計画はできますよ、あるいは推進できますよということであれば、我々が盛り込むべきもの、盛り込まなくてもいいものも決まってくるので、ここは遠慮せずに聞いていかないと、我々は架空のものをつくっていることになりますから、この新しい計画とは非常にリンクしてやっていったほうがいいと思います。

高田 重信委員 前回、市民生活部と意見交換したときには、今言われたように、条例としてこちらとリンクしていったほうが進みやすいという意見も頂いたと思っていますので、しっかりとした話合い、意見交換は必要だと思います。

委員長 改めて説明させていただきますが、現時点で委員会に招致して直ちに伺える話がないということなのです。ただ、準備ができ次第、当然のことながら、そのことについては進めていきたいと考えています。
団体等についてほかに御意見はございますか。

村上委員 そのことについては1回出しましたよね一私
は出していないけれども。どういう団体に来てもらいましょうというのは、皆さんから意見が出されたのではなかったでしょうか。

委員長 はい。

村上委員 それについて、この団体呼びましょう、この団体は呼びませんという話ではなくて、今新たに聞かれるのは何か意味があるのですか。

委員長 日程調整の関係です。一遍に動くことはできませんので。

村上委員 次にどこを呼びましょうかということですね。分かりました。

委員長 それでは、今ほど富山県警察本部と小売関係の団体、あと私のほうから申しあげました保険関係の団体と、その辺で日程調整をさせていただきます。皆さんから意見をいただいた団体の参考人招致については日程調整が必要になりますから、次回以降の本委員会において、改めて決定したいというふうに思っております。

また、次回の委員会で、先ほど申しました2団体以外に一昨年度の厚生委員会で国の法律、それから県の条例、市の条例等の整合性について議会事務局に調査をさせていたかと思えます。そのことについて、ある程度まとまってきましたので、そういったことを踏まえて、条例を策定する際の留意点等について、当局から専門的な見地から説明をいただきたいと考えております。また、必要に応じて留意点をまとめた資料等の提出も求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

村上委員 それは早くしたほうがいいと思います。といいますのは、先ほどから警察を呼ぶという話がありますが、何回も言いますように、何を

聞くのかということですよ。

例えば、前回私が問題提起したように、条例でヘルメットの着用義務規定も努力義務規定も書いていないのに、家庭ではお年寄りにかぶりなさいということが決められていると。これはおかしな話で、ではヘルメットの着用を努力義務規定とするのかしないのかということになってまいります。

努力義務としたら、警察官もかぶることになりますね。警視庁では、今ヘルメットではなくて、警察官がかぶる帽子の中に保護的なものを入れていると。平成24年には、皆さんに普及するために、警察官のヘルメットの着用を試みたのですよ。ところが、そうはならなかったわけですね。

ですから、富山県警察本部においても、もし我々が条例として努力義務にしたらどうなるのかということ突然呼んで聞くよりは、条例をつくったらどうなりますかということの内々に聞く当たりで始めていったほうが一いきなり呼んだってそういうふうになりますから。そういうことを詰めていったほうがいいのではないのでしょうか。

委員長

話がちょっと前に戻りますけれども、次回の委員会では、専門的な見地からの説明につい

では取り扱わせていただきたいと思います。
それ以外に、先ほども意見がありましたけれども、市民生活部には警察のほうから人が来ておられますので、そこともすり合わせて、これまでの厚生委員会、あるいはこの特別委員会で出た、例えば取締りの問題とかをあらかじめお伝えさせていただいた上で、文書回答がいいのか、実際こちらに来ていただくのかということも含めて調整させていただきたいと思います。

今ほど村上委員からお話が出たような懸念と
いいますか課題について、委員の皆様からもぜひ事前に提出していただいて、それを見た上で調整をさせていただきたいというふうには思っております。

それでは、そういった形で進めさせていただきたいと思います。

以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。

次回の本委員会については、先ほどもお伝えいたしましたとおり、8月7日（金曜日）午後1時10分より開催いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の自転車安全利用促進特別委員会を閉会いたします。

令和2年7月31日
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 東 篤

署名委員 小西直樹